琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43779

極秘
無期限
~~第~~3部8内
1号

~~次官~~
~~事務次官~~
~~法眼外務審議官~~
安川外務審議官
官房長

条約局長
条約課長
コピー
12/17 ス

安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄問題（12月15日の大河原・スナイダー会談）

45.12.16
米北1

12月15日 スナイダー公使は大河原アメリカ局長心得に対し次のように述べた。

1. ~~在沖毒ガス問題~~ 政府

(1) 立会人

（当方より、かねて米側に要請してある政府立会人5名の派遣方速かに同意をえたいと述べたのに対し、）現地米側はガス撤去に伴なう諸般の事務に忙殺されており、日本政府立会人に同行せしめるべき米側係官の手配及び提供すべき兼用車のスペースの関係

GA-5 外務省

2

~~から~~ 3名以内にとめて貰いたい。
（もあるので）

（外務省以外の各省専門家をも派遣する都合上是非とも5名を確保したい旨述べたのに対し、）ぎりぎり4名までなら応じうべく、この線で現地と更に打合わせてみる。なお、ヘイズ少将は右のうち1名、たとえば防衛庁職員をConvoyの上空を飛行するヘリコプターに搭乗せしめることも考慮中とのことである。（注：15日夕刻在京米大使館より北米第1課に対し沖縄とした場合の結果5名受け入れ可能の旨連絡）

(2) 屋良主席に対するブリーフィング

（当方より、11日の日本政府及び琉球政府に対する米側の詳細なブリーフィングにもかかわらず、現地では依然として不安感と不満感が強く表明されている。他方

GA-6 外務省

ヘイズ少将のわが方に対する説明ぶりは

極めて率直且つ確信に満ちたものであり、
我方としてこの点を多としている。ついては、

現地の不安を宥める一つの手段として、ヘイズ
少将より直接屋良主席に対するブリーフィング

を行なうことは有意義ではないかと思う。
必要あらば高瀬大使にも同席してもらうよう(こと)

も考えられようと(述べたに対し、)自分達としても
ヘイズ少将の来日は非常によかったと

思っている。今のサジェスチョンは極めて
有意義なものと思われるので、早速ランパート

高等弁務官とも相談してみたい。
なお第1回の船積の時期については、

未だ指令が発せられていないため、不明で

あるが、早ければ今週中にも発表されるの

ではないかと考えている。

2. 犯罪問題
(左記米兵)

(当方より、最近沖縄における米兵の犯罪
事件が多発し、しかも糸満の自動車事故

についての軍法会議の判決が無罪で
あったことにより、沖縄現地では怒と不安

とが強く表明されていること御承知のとおり
なるも、米側として法的に不備がなけれ
ばそれで
ば、よいとの態度は現地の納得を
得る所以ではないと思うと(述べたのに

対し、)ランパート高等弁務官も犯罪問題
については頭を痛め、軍紀の粛清に努力

しているところであるが、GIの末端にまで

この気持が必ずしも十分に伝わっていないのは

遺憾である。今日の無罪判決は軍事裁判

として手続的にあのようなに ならざるをえな

かったものと考えている。

(法的な義務とは直接関係なしに補償

なり、見舞金なりを支払うということを米側

としても考える必要があるに非ずや、と述

べたに対し、) 米側のジェスチャーとして

見舞金を支払う~~ような~~ことは意味がある

ことと考えるので ランパート高等弁務官にも

よく話をしておきたいと思う。自分もかつて

占領末期東京で自動車事故を起し、

見舞金の支払によって円満な解決をみた

経験をもっているので、日本人の考え方は理解

できるつもりであるが、米国人一般としては

法的義務の観念が先に立ちがちなである次第

である。

3. 労務管理費問題 (施設庁専門家派遣)

(当方より、労務管理費問題について、日米間

の話合進捗せず、わが方予算編成時期

を間近に控えて促進方努力しているが、

そのためにも防衛施設庁の(労務管理費の)専門家を

至急沖縄に派遣するので、この派遣に

(必要がある)

同意ありたいと述べたのに対し、) 米側と

しては労務管理費に関する資料は日本側

に提供しているので、必ずしも現地調査を

必要としないとも考えていたが、2名の

専門家がこの問題に限って現地で

ジャコブソン大佐との接触を行なう

ということならば派遣に同意する。